

日韓労働者青年部交流会報告



日韓青年部層が交流

6月15日午後6時半から、武庫川ユニオン組合員が経営する西宮市鳴尾町の淡路島カレー&カフェ「ストロベリーフィールド」にて、日韓労働者交流2022年上期日韓労働者リモート交流会が開催されました。

2022年のテーマ「青年労働者と未組織・非正規職労働者の組織化」を日本と韓国の労働運動に係る課題として、青年層は全港湾大阪支部3名、全日建関生支部2名、韓国側5名が出席しリモートでの参加者は日本側4名、韓国側7名で、代表の中村猛さん含め総勢で36名が参加しました。

日韓労働者交流の始まり

日韓労働者交流は、1989年、韓国でスワニー工場（スキー手袋が有名）が、突然廃業され全員解雇となりました。止むに止まれぬ決意をもって20才前後の闘争団が、スワニー本社があった香川県に、日本遠征闘争を決行しました。それがアジアスワニー労組闘争団と日本労働者の連帯闘争が始まりとなり、30年を超える運動を継続していま

す。

その闘争以降、日韓の労働者が共有する課題（反戦・反基地・平和問題、環境・エネルギー社会的問題、非正規職、派遣法、労働法などの労働問題）を選定し議論を重ね、対案を模索してきましたがこの3年間、コロナ禍の影響で訪韓、訪日交流は中断しています。

活発な意見交換ができた

民主労総全北本部イ・ジュンサン教育部長からは、韓国青年層は非正規雇用など二分化され労働条件の格差問題を指摘されました。また、産別労組の青年活動の事例を交えて報告がありました。

次に全港湾大阪支部の芳野青年部長から「一人ひとりでは小さな力だが、団結と連帯で大きな運動になる。活動の現状では、次世代に繋げる運動が重要、地域共闘の活動を昨年秋より積極的に取り組んでいる。国際交流に関しては、日韓労働者交流で青年層の連帯ができれば」と発言がありました。

続いて、全日建連帯労組関生支部青年部の平田さんは「権力弾圧により青年労働者の多くが脱退し、活動も少数で取り組ん

でいるが権力側は闘う労働組合を排除しようと目論んでいる。労働者の権利、労働運動の希望を広め、組織化に重点を置き、労働運動教育の重要性は重要」と訴える報告がありました。

質疑応答では韓国側より日朝、日韓、部落解放など、差別問題や運動史について、労働者の賃金格差問題は、日本においても同一賃金同一労働を掲げる運動はあるが、一概に解決していません。韓国の労働教育では、組合員年齢に関係なく新組合員教育、中堅組合員教育、幹部教育、その他担当ごとに必要に応じて教育を行っている。徴兵制と平和運動に関しては、軍隊経験から反戦平和運動を考える機会となり、実質的に運動の強化になっているとの回答がありました。

また、ハ・ジョンガン氏（聖公会大労働アカデミー主任教授）著・中村猛氏（日韓民主労働者連帯代表）訳で『それでも希望は労働運動』をこれまで第5章を発行し販売しました。労働問題を自らの問題ではないと考えている労働者に対する理解が特別に深くない。そんな普通の人たちを対象にした本です。

各地の労働組合幹部からも好評で部数もほとんど完売しています。

最後に、日韓労働者事務局会議は月1回程度で韓国とリモート会議をおこない、労組幹部、活動家の高齢化、世代交代、世代間の格差問題や反戦・反基地・平和・環境問題など日本と韓国の共通する様々な課題に対して議論しています。これからの日韓労働者交流運動の発展と青年部、青年層の交流を含め、参加を期待します。

日韓民主労働者連帯 事務局
萩原玄王（大正埠頭分会）



梅南鋼材の不当労働行為に救済命令

府労委命令・勝利報告！

2020年に結成した梅南鋼材分会は、離職率が高い職場を改善するために労働者が安心、安全な労働環境を実現することや年収を人並みに引き上げる交渉を続けてきました。

しかし、労働者の権利や法律を守らない代理人の赤津弁護士は、不当労働行為や、正当な理由がない団体交渉拒否を繰り返し、「全港湾は外部団体であるから協約締結を拒否する」「外部団体と交渉することは全従業員の利益に反する恐れがある」「組合との協定書は絶対交わさない」と労働者の権利、労組法

また、組合活動が著しく妨害、弱体化して支配介入（支配介入の不当労働行為が成立するには、反組合的行為の意思が必要）などを繰り返してきました。堂上勝己社長も、「弁護士に任せている」と他人事のように誠実な対応をせず、労働者が人手不足

うとせず、実質的に団体交渉を拒否したこと。分会に対し交渉することなく夏季一時金を支給したことなど、労働組合法7条に該当し不当労働行為であると認められました。

不当労働行為として命令書が公布されたあと、組合は団体交渉を申し入れましたが、「会社の勝手な条件付きなら交渉に応じる」という回答で、劣悪な環境で躁うつ病で休業している分会員も私傷病として扱わないなど誠実に対応する気配もありません。

連続の抗議行動を展開！

未だに不誠実な対応を繰り返す会社に対して、7月29日から執行部が連日の抗議行動と街宣行動をしています。



初日は、会社が通報し、警察官10名が来ましたが、民事不介入と説明し対応しました。労働者の権利を侵害する梅南鋼材許さない！これからも闘います！（副委員長 吉本賢一）

（3）貴組合梅南鋼材分会分会員に対し、貴組合と交渉することなく、令和2年7月10日に令和2年夏季一時金を支給したこと（3号該当）。	
事 実 及 び 理 由	
第1 請求する救済内容の要旨	
1 申立人との協約締結を拒否することの禁止	
2 申立人との交渉を拒否することの禁止	
3 労働基準法違反を理由としてチェック・オフ協定の締結を拒否することの禁止	
4 団体交渉拒否	
5 団体交渉等の協議を遂げず夏季一時金を支給することの禁止	
6 謝罪文の手交	
7 謝罪文を交付した事実の全従業員への報告	
第2 事案の概要	
1 申立ての概要	本件は、被申立人が、①令和2年3月5日及び同年4月8日の団体交渉において、申立人は外部団体であるとして、協約締結を拒否するとともに、外部団体と交渉することは全従業員の利益に反するおそれがあるなどとして交渉を拒否したこと、②労働基準法違反を理由としてチェック・オフ協定の締結を拒否したこと、③申立人が同年5月26日付で行った団体交渉申し入れに応じないこと、④申立人の下部組織である全日本港湾労働組合関西地方大阪支部梅南鋼材分会分会員に対し、団体交渉等の協議を遂げず令和2年夏季一時金を支給したが、それぞれ不当労働行為であるとして申し立てられた事件である。

（写）	
命 令 書	
大阪市港区築港一丁目12番27号 申 立 人 全日本港湾労働組合関西地方大阪支部 代表者 執行委員長 小 林 勝 彦	
大阪市西成区南津守五丁目12番16号 被申立人 梅南鋼材株式会社 代表者 代表取締役 堂 上 勝 己	
上記当事者間の令和2年（不）第42号事件について、当委員会は、令和4年4月20日の公益委員会において、会長公益委員林功、公益委員小林正彦、岡大江博子、岡尾川雅博、同泰日秀文、同岡山孝信、岡西井貴子、岡西田昌弘、岡宮崎陽子及び岡横山耕平が協議を行った結果、次のとおり命令する。	
主 文	
被申立人は、申立人に対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない。	
記	
全日本港湾労働組合関西地方大阪支部 執行委員長 小 林 勝 彦 様	
梅南鋼材株式会社 代表取締役 堂 上 勝 己	
当社が行った下記の行為は、大阪府労働委員会において、労働組合法第7条に該当する不当労働行為であると認められました。今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。	
記	
（1）令和2年3月5日及び同年4月8日に開催された団体交渉において、①貴組合が外部団体であるとして、貴組合との協約締結を拒否し、②必要な交渉を進めようとせず、実質的に団体交渉を拒否したこと（2号及び3号該当）。	
（2）貴組合が令和2年5月26日付で要求書で申し入れた団体交渉に応じなかったこと（2号該当）。	

も無視してきました。

により長時間労働が連続して続き、適切な休憩を取得できない状況も改善することをしません。また、50人以上の事業所が対象となるメンタルヘルス対策も義務化されていますが、うつ病で休職している労働者がいるにも関わらず対策をしません。

組合は会社に対して、2021年9月、大阪府労働委員会に救済申立てをおこない、2022年5月27日に大阪府労働委員会から組合側の完全勝利の救済命令が出ました。

内容は外部団体として協約締結を拒否、必要な交渉を進めよ